

「沖縄県障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準条例 (仮称)」 骨子案

1 条例の名称

沖縄県障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準条例 (仮称)

2 内容

県条例で定める障害福祉サービスの設備及び運営に関する基準の骨子案は下表のとおりとする。(別紙参照)

区分	条 項	項 目	基準の内容	
			国基準	県基準
防災対策	8	非常災害防災対策	消火その他の非常災害 上記に対する計画策定、体制整備・周知、訓練実施	火災、風水害(大雨・津波など)又は土砂災害等 上記に対する個別の防災計画策定、体制整備・周知、訓練実施
上記以外			職員配置・資格、設備、運営などの基準を規定	国基準どおり

3 上記基準設定の理由

当該規定は、従来、「消火その他の非常災害」という記載であったが、近年、台風や竜巻、大雨による浸水被害、津波、地すべり等の土砂災害が頻発している状況である。

このため、火災の他に、事業所の立地条件により想定される災害に対し、それに応じた個別の防災計画を策定し、連絡体制の整備や実地訓練等を義務付ける。

(参考：条例の基準である省令の名称)

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準
(平成18年9月29日厚生労働省令第174号)

(別紙)

○国の省令に対する県での検討状況

基準の条項	・県での検討状況
第一章 総則(第一条—第三条) 第三条 障害福祉サービス事業者の 一般原則	【参酌すべき基準】 現行の国の基準で十分な内容のため、 現行どおりとする。 その他については、国の基準で十分な 内容のため、現行どおりとする。
第二章 療養介護 (第四条—第三十二条) 第八条 非常災害対策	【参酌すべき基準】 非常災害対策について、前記のとおり 独自基準を設ける。 その他については、国の基準で十分な 内容のため、現行どおりとする。
第三章 生活介護 (第三十三条—第五十条) 第三十七条 規模	【標準】 事業所規模で離島における特例につい て検討するが、現行の国の基準で十分な 内容のため、現行どおりとする。 その他については、国の基準で十分な 内容のため、現行どおりとする。
第四章 自立訓練(機能訓練) (第五十一条—第五十五条)	現行の国の基準で十分な内容のため、現 行どおりとする。
第五章 自立訓練(生活訓練) (第五十六条—第六十一条)	現行の国の基準で十分な内容のため、現 行どおりとする。
第六章 就労移行支援 (第六十二条—第七十条)	現行の国の基準で十分な内容のため、現 行どおりとする。
第七章 就労継続支援A型 (第七十一条—第八十五条)	現行の国の基準で十分な内容のため、現 行どおりとする。
第八章 就労継続支援B型 (第八十六条—第八十八条)	現行の国の基準で十分な内容のため、現 行どおりとする。
第九章 多機能型に関する特例 (第八十九条—第九十一条)	現行の国の基準で十分な内容のため、現 行どおりとする。